

# 議会改革特別委員会会議録

[平成24年 2月24日開催]

南あわじ市議会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 2月24日  
午前10時00分 開会  
午前11時50分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議会報告会のまとめについて…………… 3
2. 議会基本条例制定について…………… 19
3. 視察研修について…………… 32

## Ⅲ. 会議録

# 議会改革特別委員会

平成24年 2月24日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時50分)

○柏木 剛委員長 おはようございます。

ほぼ定刻となりましたので、4回目となりました議会改革特別委員会を開きたいと思えます。

議案書も送られてきて、何かと気分的に慌ただしい雰囲気になっております中で、きょう開催ということで、ひとつよろしくお願ひします。

本日の予定ですけれども、レジュメにありますように、まず一つは、この議会改革委員会が一応主催になっております議会報告会のまとめについて、先週17日にいろいろ反省会ということでご意見いただきましたので、そんなことを踏まえながら議長のほうに報告書というその全体のフレームについていろいろご意見をいただきたいというふうに思ひます。

それが一点目で、二つ目は、この改革委員会の一つの最後の成果物として大体いよいよ本論に入ってきます議会基本条例の制定に向けてという予定のお話。

三つ目、最後には、4月にぜひこの議会基本条例制定に当たって視察研修を行いたいという視察研修の計画についてお話ししたいと思ひます。

こういう時期ですので、午前中には終わるように、12時には終わるようというふうに進めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず1番議題、議会報告会のまとめについてということで、大きな考え方、フレームだけを資料としてつくっております。

まずごらんいただきたいのは、次のときに議会報告会実施報告と次回開催に向けての提言ということで、これを議長あてに提出したいというふうに思ひています。それについて概略、私のほうで考えたことについてお話ししますので、いろいろご意見を賜ればというふうに思ひています。

まず、様式、これは余り形とか、文言とかきれいに整ってないんですけれども、ばたばたつくったもので、南あわじ市議会議長あてに議会改革特別委員会の委員長、私の名前で提出しようと思ひています。議会報告会実施報告と次回実施に向けての提言ということで、こんなペーパーを考えております。

さきに行われました議会報告会について、各会場より出された議会に対する意見要望、市に対する意見要望及び次回開催に向けての提言を議会改革委員会として下記のとおりまとめましたので、ご報告します。

まず、1、第2回議会報告会のまとめということで、四つの資料を考えております。

まず、資料1、アンケートのまとめ、これは前回見てごらんいただきましたグラフの数字が入った1枚と、あとはアンケートの続きで質問6、7の個別意見などを丸々コピーし

たものです。

資料2というのは議会報告会での質疑ということで、これも前回読み合わせしましたが、各会場での質疑内容を記録者に書いてもらったものをそのままデータとして提出しようと思っと思っています。

三つ目は、議会に対する意見要望。

四つ目は、市に対する意見要望ということで、各会場で出た意見要望について改めて項目を整理して、前回1回目にあつたのと同じような形でまとめようと思っと思っています。

ただ、3番、4番については、まだ作業が追いついておりません。こういう四つの資料を提出しようと思っと思っています。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長          その中の資料の2番の議会報告会での質疑でちょっと気になるやつがあるんですが、緑会場で蛭子さんがつくってくれた分ですが、この一番最後の項目ですけども、ちょっとごらんいただければと思います。

基本的には司会者が指名して発言いただくという形で意見を質疑等を採用していると思うんですけども、この最後は、どうも閉会をするというときに、やじ的な言葉で言ったような発言だったと思うので、質疑としてはいかがかなと思うんですけども、ちょっとその辺、諮ってくださいか。

○柏木 剛委員長          今の点は、緑会場の中で一番最後のところにあります川原さんの意見の住民投票を無視してきたというこの言葉は、司会者が指名してやったんじゃないくて、ほぼ閉会間際でひとり言といいますか、やじ的に出た言葉じゃないかということで、この質疑応答の中からはカットすべきじゃないかという話です。その辺についてはいかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員          もう一回調べさせてもらいます。

○柏木 剛委員長          そうですね。はい、わかりました。そういうことでよろしいですか。調べてきちんとした指名があつてであればということでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員          この発言の中以外でも無視してきたようなことを言っつたように思うんですけども、それはちょっと書いてないし、過不足あると思いますので、もう一度調べさせていただきたいということなんですけど。

○柏木 剛委員長 わかりました。この件は記録者のほうに任せるということでよろしいですか。

印部委員。

○印部久信委員 この調べるのはそんでええねんけどよ、調べた結果、質問に対して挙手して司会者が指名して発言したということであつたら、これはそうやのう、ここらの判断や。調べますということやけど判断やの、最後によ。その判断どないするで。判断を調べた結果ことであつたということそのままこれをいくのか、この判断やの。ここじゃ。一遍確認したやつを、もう一回は判断して。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 テープで確認するという事なんで、それはやっていただいて結構ですが、意見分かれた場合は、最終委員長に判断してもらおうという格好になってるかと思えます。

○柏木 剛委員長 了解。

印部委員。

○印部久信委員 ぼっぼと活字だけが出てきとんねんな、主語だけがぼっぼとの。このあとさきの接続詞が出てないさかいの。そこらを大分よう考えてのせんと。

ほんで、もしこの住民投票無視したというだけのものがこの主になるのは構わんけど、その場合は、あと先のことを簡単にわかるようなこともつけ加えてな、テープにあるんならばよ。こっちが勝手につけ加えるんでなしに、テープにあるんならばな、それはある程度つけ加えて、ある程度わかるような文言にせんと。この辺は、今言うたように会場が騒然として一方的に言うたということにもなりかねらんさかい、この場合は、あと先よう考えて、出すんなら。

○柏木 剛委員長 だからどうだという話をつけてということですね。

印部委員。

○印部久信委員 そうそう。そうでないと見た人はわかれへんねんから。

○柏木 剛委員長 久米副委員長、それでよろしいでしょうか。

○久米啓右副委員長       はい。

○柏木 剛委員長       そしたら、次に。原口委員。

○原口育大委員       この様式が議長への報告は質問者の名前とか答弁者の名前が入ってる様式のまま出るのかなと思うんですけど、前は広報に載せたり、ホームページに載せたりするのも同じ様式で載せたんですけど、その段階で個人名とか質問者の名前とかが出るものなのかどうかということはどう考えておられるんですか。

○柏木 剛委員長       私のほうから。これは資料2についてはこのままで議長のほうには生で、記録者が記録したものですから。ただ、資料3、資料4については個人名は出すことは必要ないと思ってます。そういう御質問ですか。

資料3、4につきましては、ちょっとまだ作業が追いついてませんで、どこか今、原口委員言われましたように、議会だよりに載せる必要がありますので、できれば3月の議会の終わりごろに、もう一度この改革委員会の場で案をつくりますので、そこで検討してもらいたいなというふうに思ってます。

印部委員。

○印部久信委員       今の関連みたいになるねんけどよ、議長に出す、市に出すということは内々の話になるわけやのう。だから広報に出す場合は表の舞台になるわけやから、あくまでも議会報告にきとるねんから答弁は議会の答弁やの。個人の答弁とちがうんやの、表へ出すときは、と思うねんけどな。

議会報告会にていとる議会の出席者の答弁であって、あくまでもこれは個人的な答弁しとるけど、それは議長執行部に出すときは、これはこのままでもええと思うけれども、広報紙になって市民に広報する場合は、答弁者は議会としての答弁、議会という答弁でええと思うんやけどな。そうやないと個人の答弁だったらややこしくなる。そない思うねんけどな。

○柏木 剛委員長       ちょっと今、私、資料探しますけど、前は要望だけを出したと思うんですよ。こういう要望があったということを出しただけだと思うんです。それに対してはどう答えてたかということまでは入ってなかったと思います。

印部委員。

○印部久信委員       もし答えの答弁を出すんならばな、個人名でなしに議会答弁として出

してもらわんとな、そうでないとおかしい。議会報告会やから。

○柏木 剛委員長           そこは意識した上で資料 3、4 については編集したいと思います。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員           市民への報告については議会だよりに載せるということですけども、  
再度この資料の 4 点について議会改革のこの委員会で一応どんなまとめ方をし、どんな報  
告をするか、内容どうかということの確認をする会をもつということですね。

○柏木 剛委員長           そうです。そう考えています。

それで次、いきます。2 番のほうに進めてよろしいですか。2 番は次回開催に向けての  
提言ということで、これも十分な全くの検討なしで先週のことを踏まえながら書きました。

議長に対しては、大きく（1）次回以降も定期的に継続することが望ましい。（2）次  
回以降は、広報広聴特別委員会が企画運営を行う。（3）次回開催に当たり、別紙に記し  
たような課題、問題点に対して事前の十分な検討後、実施することを望みますと、こうい  
うことをつけてまして、そして、次の別添資料ということをつけておりますが、まずこの 1  
番、2 番、3 番についてはいかがでしょうか。

印部委員。

○印部久信委員           もうこれは、私は今回の議会改革の議会報告会をするときに冒頭に言  
うたと思うんですが、やるとするなら、2 の広報広聴特別委員会がまず広報広聴委員会に  
おいて議会報告会をやるかやらないかを決めてもうて、やるんならやるでどんな方法でや  
るんか、議会広報広聴委員会だけでやるんか、議会広報広聴委員会が企画立案して 20 人  
の議員の皆さん方の協力を得て結果的には今回のようなスタイルになるかもわからんけれ  
ども、そこはそういうような考え方で、広聴委員会だけで今回は何カ所回るやというなら  
それもよし、結果的にこういうような形にやるんなら広報広聴委員会が企画立案して 20  
人の人に協力を、どんなような協力体制をとって全員でやるかやれへんか、そこらを決め  
てもらうのが一番ええと思うねけどな、私の意見は。

それで、もしそういうことがやるということになってきた場合に広報広聴委員会が特別  
委員会というのがふさわしくないというなら、諮った上で常任委員会にもっていくとかと  
いう方法も考えらんと、特別委員会でここまでやるとなったら非常に特別委員会としての  
枠を超えていくようにもなりかねらんで、やっぱり委員会の設置も考えらんといかんの  
ちがうんかな、常任委員会にするか、特別委員会のままでやっていくかということも考え  
ていかんなんと思うんやけどな。

○柏木 剛委員長      いかがでしょうか。ですから、私の議会改革の提言の1、2、3というのが今のような印部委員さんが言われましたような格好で、次回は広報広聴委員会が企画立案するものとする。

その内容について、あるいはどんな方法でやるかについては広報広聴委員会に一任的な格好にするというような格好だけにしておくと。今回の報告書のまとめの中のことについては、そういうことでの御意見かと思うんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員      ここに「行う」という言い切り方にするのか、「望ましい」というような書き方でいくのかでちょっと違ってくると思うんですけども、言い切りまではちょっと言いにくいのかなと。やはり全体的な議論も踏まえて、これが我々としてはこういう方向がいいんでないかと、つまり「望ましい」と、これぐらいにとどめといただらどうかというふうに思いますが。

○柏木 剛委員長      わかりました。

熊田委員。

○熊田 司委員      そこら辺は明確にしてなかったら今度の基本条例にも影響してくるんじゃないんですか、議会報告の欄を入れるのに、そういう広報広聴委員会に任せるとなってくると議会基本条例の中からはそれを一行削るという形になってこんとあかんと思いますので、そこら辺の兼ね合いもあるんじゃないかなと。

だから、そこら辺もある程度、明確にしといたほうが、もし基本条例もつくるというんでしたらいいんじゃないかなと思うんですが。

○柏木 剛委員長      印部委員。

○印部久信委員      南あわじ市の今の議会のスタイルが委員会主義でいってるねんの。だからやっぱり議案に対する審議もいわゆる委員会付託でいきよるねんの。やっぱり議会で言うことも委員会というものが主になっていかんと思うねんの。何か事を起こすときには全協で全員で協議していくというのも、これは初めてやることにおいたら新たなものを立ち上げるときにおいたら、それは議運、全協ということからいかんといかんと思うんやけど、こういうことはどこかの委員会が所管になってやっていくべきやと思うんやけどの。そうせんことには、何するにしたって全協開いて協議する場所と委員会ということがちょっと形骸化してくるようになると思うねんの。委員会でやるであろうが、やらんでであろうが、委員会で協議してもうてやるんならやる、やるスタイルが20人の協力を願うと、それはも

うやり方は委員会からの提案してもうたらええんであって、やっぱりそういうことにしていかなと、委員会でいかなといかなと思うんやな。

今、熊田委員も言われたようなこともあるねんけど、それも十分考えつつやっっていかなと、常に20人おって全協で分けるとかしとったら意味がない。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本条例はこれも今後これは議論もし、削る、あるいは足す、修正を加えていくものであるわけで、広報広聴委員会がやるというところまでは出てないんじゃないかと思うんですが、こういう広く開かれた議会というそういう考えというか、これが基本条例の中に入っているということなので、そのやり方という問題になってくると思いますので、それは全体で協議をして具体化の方向を出せばええということになるろうかと思えますので、合議的にやるということですから、問題提起をするという程度で十分ではないかなと。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これもうやるというような形でいっとるねんけども、前の委員会では一応いろいろなことがあったので全協に諮っている意見を聞いてということで終わったと思うねんけど、これは次回以降、定期的に継続することが望ましいということになつとるねんけどやな、たしかそれで終わったと思うねんけど、私のこれは間違いですか。

○柏木 剛委員長 じゃあ、私のほうから。

おっしゃる意見もありました。ただ、全体の雰囲気としては次回の継続というふうに私は判断してそういうふうに書きました。

全協に諮るかどうかというところまで私は認識がなかったんですが、一応委員会としては、おおむねそんな方向かなということで、もちろん、きょういろいろお話いただければと思ってますが、そのつもりでこういうことをあえて書いたわけです。次回に向けてについてはですね、その辺は。

阿部委員。

○阿部計一委員 委員長、それはちょっとおかしいな。これは私のひとり言でないと思うで。こんなああいうトラブルもあったし、きょうも全協もあるしやな、それは委員会は委員会でやっていくということは理想かしらんけども、今まででもやはりそういう重たいことは全協で、特に今回はああいういろいろなことがあったということでね、私なんか、

あんなんやる必要ないという個人的な意見やけども、やっぱり皆そういう意見持つてる人もかなりおると思うので、そういうことを決めてからいろいろな方向に向けて進んでいくと。そういうことで理解して委員会終わったと思っとるんですけども。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、阿部委員が言われたように、提言というのをきょうやるとちごてやな、打ち切りというのも入れて、一遍全協でまず協議したらどうや。これ、4番目も打ち切り。こういう方法が、四つの選択肢がありますよというようなことを表記してもうたらどないや。

○柏木 剛委員長 整理させていただきます。

ただ、これ難しいのは、議会改革特別委員会の、熊田さんの意見が私は非常にひっかかるところがあるんですよ。この今の時点での2回目の報告会に対して、どこまでそれが関係してくるんかはあるので、あくまで提言というやつはさらっといくのか、こんな意見があったんで次回やる場合は、例えばやるかやらないかのことまでも含まず、あるいは広聴委員会のことも含まず、やるに当たっては、こういうことを十分検討してくださいでとどめておくというのも一つの考え方かと思うんです。

印部委員。

○印部久信委員 やるかやらんかまで決めておかんといかんと思う。皆で協議しとるんやから。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 あのときの終わり方が次回以降も定期的に継続することが望ましいと思うねんど、皆さんどない思いますかというような聞き方するのやったらええけど、これやったら我々言うたそれで終わったものが全く無視されとるというぐあいなこれやったら、もううちの会は望ましいという方向で、結局前へ行ってるわけでしょう。そういうことを言いよるのであって、やっぱり委員長にお任せすることはしていきますけども、あのときはそういう終わり方を私はされたと思ってますので。

○柏木 剛委員長 そういうことでいきましたらね、ですから私はきょうは意見を求めておるわけです。これは私の一つのたたき台として出したわけですけどね、これじゃなくて、やっぱりこの改革委員会としてはどういう格好でこの報告書を議長に対して行うかに

ついて、今のことも含めていろいろのご意見出してもらってまとめられればと思ってるんですけどね。あくまで私はこんな格好で書いておりますけどね、これ、必ずしもよくないというのであれば、それはこの場で議論してもらえればと思うんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　この三つの中身を見たときの第一番目が望ましいということで書いてありますわね。続けなければならないという言い切りじゃなくて、今、阿部委員もおっしゃっておったようなことのニュアンスも読んでとれるんですが、もう少しつけ足せば、議論もいろいろあるが、おおむね感想文を見れば望ましい、やってほしいという声が多かったということもつけて少数の意見としては、少数と言ったらちょっと失礼かな。これはやらないほうがいいという意見も見られたがと、その感想文などを見るにつけてはね、やはり期待も大きいということから、議論としては望ましいという声があるが、これは全協にも諮ってというちょっと回りくどい長い文章になるんですけども、そういう丁寧な書き方すれば、今、誤解もとけるんでないかなと。

○柏木 剛委員長　ありがとうございます。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長　これは1番と3番は一つのものだと思うんですね。前回の委員会のときにも私、少し発言したように、継続するに当たりは解決する課題がありますよという委員の意見だと思うんですよ。

ですから、委員長として先に望ましいという言葉が一番にあげてあるので、委員会としては継続という意見のような印象与えるので、1番と3番と実施に当たり継続していくには別のような課題を解決していく必要があるが、市民の意見等をアンケート等を参考にすると継続してほしいという要望があるとかいうね、そういうニュアンスで検討をまだまだ加えるという、あるいは全協に諮って意見をもらうというスタンスは一つ持つとくほうがええかなと思います。

○柏木 剛委員長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の蛭子委員、久米委員の形の文章にして、そうすると最終的には課題解決、次回に向けては継続するに当たっては全協にいろいろ諮るということで、阿部委員のおっしゃってることも含まれているような格好になるかと思うんですが、そんな形で提言の表現を変えてみようかと思いますが、いかがでしょうか。

森上委員。

○森上祐治委員 委員長がまとめられた意見に最初見てそうかなと思っておったんですけども、確かに今回のもち方については会場によっては非常に内容にも若干問題があったというようなことを同僚議員なんかからも意見が出てます。

だから、すんなりと定期的に継続するのが望ましいと、議会改革運営委員会を出すということについてはね、やっぱり議員の中のそういう思いが正確に出てないんじゃないかなという今、阿部委員おっしゃってたけども印象がありますので、その辺の文言整理、もう少しやっていただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 よくわかりました。そういう格好でこれについては終わります。  
久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それと、もう一つの項目の広報広聴委員会について、私、委員長しておりますのであれなんですけども、検討課題の中に、委員会のあり方で議会広報広聴委員会の取り扱いも一つのテーマになってますよね。

ですから、ここは書いてないんですけども、広報広聴委員会が企画運営を行うというふうには、やはり活動として常任委員会化が必要というふうな意見も出ておりましたので、ここで議会報告会は議会広報広聴、現時点では特別委員会であるけども、そこにお任せするという形であるが、継続する前は常任委員会として活動してもらうことが正しい形ではないかというようなそういう形で提言されたらどうですか。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとこれ、楠議長とか、阿部委員とか、蓮池委員に聞きたいんですけど、この特別委員会というのが設立のときは目的をもって委員会というのはつくっておるのか。この議会広報特別委員会というのは、また別のこれは特別委員会でも、この特別委員会の特別というのは、また別の意味か、これは。これはこの特別委員会がずっと継続しとるとというのは、いささかおかしな特別委員会と思うねんけど、この特別というのは、また別の意味をもつとる特別け、これは。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 かえして考えたことはないねんけど、私らの考え方としては、本来常任委員会であるべきやなということで思とるねんな。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 特別委員会が、もうわし議員になって何年目や、6年目か7年目か、ずっと特別委員会じゃの。これの文言自身もちよっと考えらんと、特別委員会というのは、あくまでも目的を持った委員会だろう。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 事務局にお尋ねお尋ねするんですけども、自治法との改正の関連があるんですよ。委員会に所属する一つしかできなかったの。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 広報広聴特別委員会という形で合併、前から旧町からでもそういう形してました。合併してからも同じような形にしています。

というのは、自治法改正、平成18年ぐらいだったか、複数の常任委員会に所属できるという改正がなされましたけれども、それ以前につきましては、複数の常任委員会に所属することができなかったということです。

仮に広報を常任委員会化したら、その広報の常任委員になった人は、ほかの総務なり文教なりの常任委員になれないというような形であったので特別委員会という形でずっと設置してきたわけです。

設置目的、付議事件につきましては、議会だよりの発行と広聴活動も含まれております。それを設置の理由として設置されて、4年間ずっと設置し続けるという不自然な形になっておりましたが、これは自治法改正前のことがあって、それがそのまま引き続き今にきてるわけなんです。ですから、これのような形でずっと設置するのであれば、もう常任委員会に複数所属できることになっておりますので、常任委員会化というのは検討していただくべきだと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 と思うわな。でないとおかしいわな。あくまでも便法的に特別という言葉を使ったということになるわけやの。常任委員会に今の制度でできるようになったんやさかい、そないしてまた委員選任は選任の場合にまた規約つくつといたらええねん。そのほうがええぞ。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長            ぜひ、今回提言してください。

○柏木 剛委員長            改革委員会として提言するという。

そしたら、このここにつきましては、委員会としては別紙のようないろいろ意見が出されました。また、市民のアンケートを見ればいろいろ期待も大きいと。反対論もあるが、いろいろ期待も大きいと。継続するに当たっては、いろいろこういう問題の解消も必要であり、いずれにしても全協で諮った上で次回以降については継続するかどうか、またどういう方法でやるかについては、もう検討要らんよというようなそんな感じで、ちょっとこれは正副委員長で文章つくりますけど、次回までに。

印部委員。

○印部久信委員            もうできたらやな、この間、議会報告会して、まだ皆、印象深い時期に、できるだけ早いうちに、印象が薄れらんうちにやっと思ったほうがええんちがうか。

○柏木 剛委員長            この文章の表現だけの話なんですけどね。文章表現は今のご意見を全体集約すればそんなことかなと思いますので。

印部委員。

○印部久信委員            きょうでも全協やったほうがええと思うので、私は。そんならこのことについて今度は特別委員会で協議せいでええで、どっちかで答えてくれたら。

○柏木 剛委員長            全協の場では、まだもうちょっと早いかなと思うんです。もうちょっと全体をいろいろ意見とか要望とかの方をもうちょっと整理して、この改革委員会の中でやって、いろいろとどめた上で議長に提出して、それに対して全協というか、そういう格好かなというふうに私は思うんですが。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長            一応議長に報告して、議長から全協に報告のときに委員長が説明したらええと思うんですけども、途中経過のまだ報告はしてないんですがというような格好で、きょうアンケートのデータも出すという考えでおるようなんで、どないですかね。報告を待ってしよったらもう議会が始まってしまうので、恐らくかなり後になってしまうかなと。途中経過ということで意見も聞いた上で報告に今、盛り込むという格好でいいんじゃないですか。

○柏木 剛委員長        どうでしょうか。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員        要は、途中の経過の中で、皆さん方の意見も聞いた上でまとめたいということにしといて、議会改革としたら、議長にこの報告をするだけのことであって、その中身については改革委員会の仕事が済んで、あとは広報広聴でされるのが望ましいという方向にいきよるのやけど、皆さん方そんな方向でええかなというお手伝いしてもうとるわけやからな、その人らの意見も入れた中で、再度委員会でまとめて議長に報告するということだけやさかい、もう議会改革の仕事が済んどると思う。

○柏木 剛委員長        今の話ですと、きょうの全協の場を使って次回開催に向けて意見を求めると、そういう話かと思うんですが、その辺は議長、あるいは議運の委員長としてはどうでしょうか。  
議長。

○楠 和廣議長        今、印部さんから出とるように、途中経過で全員の議員さんの意見を聞いてまとめていくのがええんかなと思う。

○柏木 剛委員長        きょうの場でということ。  
原口委員。

○原口育大委員        きょうアンケートの生データだけは机上配付なりするというふうになにか言われてるようなんで、それに合わせて今、蓮池委員言われたように、途中経過として意見を伺うというふうなことで委員長から2点かと思うんですけど、議会報告会を今後どうするかということについての意見と広報特別委員会の常任委員会化についての意見は参考に何っといっても損はないなと思いますけど。

○柏木 剛委員長        そういう格好でまとめてよろしいでしょうか。

本日の中で、前回17日のこの改革委員会でいろいろ意見を出し合ったような格好で、特に皆さんの自由な意見をちょっと求めたいということで、そんな時間をもらうということでもよろしいでしょうか。

それに対していろいろあるかと思うんですけど、あくまでそのときは意見をお聞きするという中で、もう一枚これ、私のほうで前回17日に出たやつを全然時間が足らずで書いてますけど、この中に、まだより盛り込むような格好があってもいいかなということかと思うんですが、そんなことでよろしいですか。そのほうが、きょうの場で配るだけやなし

て、皆さんの意見を求めると、この議会報告会について全般について、あるいは次回開催、あるいは広報委員会に任せるとかいろいろなことについて意見を求めるということで、そんな場にしてということでしょうか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員　　行く方向性だけもっておられんと。全部相談しますねんじゃあ、委員会の値打ちがない。行こうとする方向性を決めておいて皆さんに意見を求めるという方向でいかなんだらやで。

○柏木 剛委員長　　持っとくとして、何かそれを文章化したものでやるべきか、それとも口頭で方向は委員会としてはどんなふうを考えておるんか、どんな結論を前回はやったのか、方向はどう出たんかということに対して、どう答えていきましょう。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　望ましいという言葉で表現されているように思うんですが。

○柏木 剛委員長　　望ましいという言葉で方向等は示すと。わかりました。

そしたら、議案1につきますですけども、大分いろいろ話がありました。もう一枚ペーパーがあるのは次回に向けての検討事項ということで、24年2月17日、議会改革委員会での意見のメモということで、私がさっとメモしたやつをちょっと整理したものが入っております。

これもちょっとさっとちらっと見てもらって、私の趣旨とは違うとか、あるいはこんなんが抜けてるといのがもしありました、ら5分ないし10分ぐらいの間でご意見いただければと思います。

森上委員。

○森上祐治委員　　この前の委員会での意見をまとめられた、基本的にね。ちょっとその前に出てなかった意見でも私ちょっと言いそびれてというようなことを意見を基本的な疑問点を出させていただいてもよろしいですかね。

○柏木 剛委員長　　どうぞ。

森上委員。

○森上祐治委員　　昨年もことしも2回ずっと私、基本的にどうかなと思っと思ったんが、あくまで今回も昨年も議会改革特別会が主導して実施してきたということで、昨年は全員

大体基本的に皆、出席しとったんですよ。分けてやけども。今回は半舷上陸で8名ずつ2回ずつと。

ところが、議長は全部参加されてました。各会場で議長もご苦労さんやなと思って、ずっと会場来られたおったんですけども、普通は議会が主催ですから冒頭のあいさつは議長がやるべきじゃないかなと私は思ったんですけど、大体司会者の方がずっと各会場で冒頭議会代表としてのあいさつをされとるということで、内容はもちろんそれでええですけども、ただ、形として議長が毎回参加されとるのに、ちょっと議長の出番がないのもおかしいんじゃないかなと私は思ったんですけども、その辺も検討していただきたいなと。

○柏木 剛委員長           つけ加えておきます。了解です。  
阿部委員。

○阿部計一委員           森上委員の批判しよるんやけど、議長はそんなことせんでも多忙でやね、委員会でもそうでしょう。委員会自由主義で委員長采配でいろいろやってますけども、私、議長の場合は、委員会は委員長、副委員長に任せて、あとの懇親会でもすべてそれでやっていくと。議会報告会も今回もそういうふうに代表を決めてそういう形でやったんで、議長はオブザーバーとして参加するのはこれは当然であって、各委員会もそうであってね、議長が一言言うべきやというのは、これは私はいかがなものかなと思います。

そんなことを提言する必要はないがな。オブザーバーでいってるのであって、みんなわかっておることや。

○柏木 剛委員長           このここは意見メモというのは、この私の意図は、次回に向けての検討課題として、こういう意見が出されましたということを出しておきたいというそんな意図で出しておりますので、私が森上委員が言われたものは、一つの意見として羅列しておくのは別に構わない。次回これを検討してもらったらいいというふうな、そんな考え方なんですよ。

休憩します。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時50分)

○柏木 剛委員長           再開します。11時まで暫時休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○柏木 剛委員長 予定は12時までには終わりたいというふうに考えておりますが、というのは、切りがつかない話が続きますので、特に基本条例に入ってきますと、一たん切りたいと思います。切りのつけるような格好でやりたいと思います。

再開しまして、先ほど来の議会報告会について。きょうの全協で意見を求めると。ただし、その意見を求めても全く委員会としての考え方なしで意見求めるのじゃなくて、一つの考え方を示して上でいろいろ意見を求めると、ぜひそんな格好にしたいと思うんです。そのときに、どんな格好で委員会としては考えたかについて、ちょっと先ほど来のお話の中で、久米副委員長が文言つくってくれましたので、ちょっと朗読します。こんな格好でいいかどうかを確認してほしいと思うんです。

委員長に対する提言のまとめですけども、次回開催については別紙に記したような課題、問題点に対して十分な検討を行う必要があると。市民アンケート結果では報告会を継続を要望する声もあり、委員会としては議会報告会は回数を重ね、改善を加えながら実施していくことが望ましいと考えておりますと。まずそれが1点です。

二つ目は、次回以降は議会広報広聴特別委員会で企画実施することが望ましいと。また、議会だよりの発行も含め、恒常的に委員会活動を行っていることを考慮すれば、議会広報広聴特別委員会を常任委員会とすることを提言しますと。

大きくはそういうことを議会改革委員会としては、この報告会につきましては今回、議長に提言したいと。ついては、いろいろとももちろんその開催是非も含めて自由なご意見をいただきたいと。こんな格好でいろいろ意見を求めるということで、大体おおむね蓮池委員言われた考え方を持っておかないかんとということについては、その2点、そんな格好でどうでしょうか。

要は、いろいろ2回目やった結果、いろいろな課題が出てきたと。それを十分検討した上で、実施していくと。それがいろいろなおかつ継続的にやりながら改善を加えていくことで継続することが望ましいというふうに、そういう話になったと。

もう一つは、広報広聴委員会を伺ったり所管していつてもらいたいと、望ましいと。ついては常任委員会化することを提言しますと、こんな格好で話を、これは口頭になるかと思うんですが、こんな話をどう考えるかについてはそんな話をした上で、いろいろ本日意見を求めると、そんなことでよろしいでしょうか。

それで、先ほどの話がまだ結論ついてないですが、その他、本日いろいろ各議員、全協でいろいろ意見も出てくると思いますので、次回に向けての検討課題をもう少し盛り込むという格好で、今の話は森上委員から出してもらったらと思うんですが、全協で。意見で出してもらったら。

森上委員。

○森上祐治委員 別に私は、それについて議論してもらいたいというつもりで出したんじゃない。検討をずっとしていくのであれば、その一つにこんな意見もありましたよというレベルで議論の一つに加えてもらいたいなというぐらいで言うた。それは今回の大きな基本的な提言をするとか、そんなん何も考えてないんです。さっきも言うたように、そんなんだとわかりきったことやからやめておくと、これは別に意見として加えてもらわんでも結構でございます。

○柏木 剛委員長 ですから、ちょっとこの委員会としては今の確認としては賛否のいろいろそもそもという話も含めて意見まとまらなかったんで、ここに書くのは差し控えて、出してもらったかどうかと私は思ったんですが。

阿部委員。

○阿部計一委員 私の言いよる趣旨はいろいろ私独特の言い回しで気悪されたかわからんけども、ここの議会改革としてそういうことを報告する必要はないということで、全協で委員がどんな形で発言しようが、それは自由であって、そんなことこっちが阻止する何もありませんしね、議会改革でそういうことを各委員会中心制度でやってるものを、はっきり言って、私にしたら非常識なことを言う必要やないということを使ったまでの話です。

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか、森上委員。そういうことで、この件につきましては、午後の全協の場でちょっと時間をいただきながら意見をいろいろ出していただくということで、一たんこの件につきましては切りたいと思います。

二つ目、議会基本条例制定に当たりということ、これから何回も会を重ねてやっていけないといけないのが、この南あわじ市の議会基本条例ということの制定です。

前もお約束しましたように、正副委員長及び事務局のほうでいろいろ調べまして、私もこうなった以上はということで、十幾つの種の議会基本条例からひな形をつくりました。これは最終的な作業としては、主だった先進的な三つぐらいの、というのは十幾つ見ても大体基本の流れ、構成はそんなに変わってないんです。ただ、文言表現で少しずつユニークさを出してるという部分があるんですけども、おおむね言うてることは、ほとんど何条第1章第何条でもいうところ変えないし、その辺を作業的にはこういうふうな主だった3種ぐらいのやつを切り張りしながらこの文章にまとめていったのが出発です。

そういうことをやりながら、それに対していろいろ加筆修正をいただいて、きょうお示ししたのがこの原案です。これをこれからいよいよ条例制定までに向けて確認していく、あるいはそれ以外にもワークをしていく必要があるんですけども、そのきょうは第1回目ということでやるんですけども、まず本日の場としては、文言表現について、多分前文

については前回の全協で話があったと思うんですが、そこまで入れないと思うんです。

ただ、私は、どうしてもこの場でここに入る入り口として考えておきたいのは、この議会基本条例の必要性なり、理由なり、どういう位置づけとか、こういうことについてできれば考え方のレベル、あるいは方向、この辺を委員会として一致しておきたいと。

というのは、なぜかといいますと、この基本条例をつくる必要性についても十分な認識度合が私自身もまだあるんですけども、そういうことが合わせておく必要があると思いついて、何で制定するのか、何で必要なのかということについて率直なご意見を賜って、ある程度レベル合わせをしておく必要があるかなと私は思っています。そのあたりで何か、私の考え方持っておるんですけど、何かご意見ございましたらと思つて、この辺は自由にいろいろお話をしていただければ。何で必要なのかというあたりについて、ご意見などございましたら出してもらえたらと思つます。

印部委員。

○印部久信委員　　これ、きょう出てきて、まだ全部ずっと読んでないんで何とも言えらんねんけれど、前から言うてましたように、南あわじの政治倫理条例あるんやな、議員政治倫理条例。それとここに第8章に政治倫理、身分及び待遇、これも事務局、皆持っておるんだらうけど、一遍きょうの機会というたほうがええんかいな、政治倫理条例の条例があるんだら、印刷物。あれ、みんな持っておるのかな。持っていないか。出せるけ、簡単に。それ一遍出してもうて、ちょっとそこらの。

○柏木 剛委員長　　逆に質問ですけど、今それをやるというのは、どういうところから。  
印部委員。

○印部久信委員　　いやいや、そやからな、それがあってこれが今言うた基本条例を何でつくるんかということやの。かぶりよの。かぶりを果たして、ほんでないと、さっき今、委員長が言われたように、何で南あわじ市議会基本条例をつくらんなのかという意味、これが政治倫理条例があるわけや。それと基本条例をあえてつくっていくという。政治倫理条例というのは、この基本条例まだ読んでないさかい何とも言えらんないけど、ある部分を重複しとると思うんや。まだ読んでないさかいわからんのやけどな。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今、印部委員が言うたように読んでないので、私もこのざっと拾い読みしたような感じになってるけど、できたら、きょう読み合わせでもしてそこからスタート。その参考資料で政治倫理条例持とつてもそれは参考になるんではないかなと思つて

すけど。

○柏木 剛委員長 わかりました。そしたら蛭子委員のおっしゃられるように、もう早速条例の読み合わせに入ろうというご意見です。

阿部委員。

○阿部計一委員 これは久米副委員長が委員長されてね、今回、蓮池委員と印部委員が入られたと。前はいなかったという中で、この基本条例案については、ある程度の案が何かできとって、そのときはある程度この線でええなというような話もあったわけやな。

今初めてまた何のためにするんかとかいうふうなことは、これまた一から出ていくような形になるねんけど、そういう経緯もあったということを委員長はご存じやったかな。

○柏木 剛委員長 わかりました。それは知りませんでした。基本条例のひな形が、かつてあったということは初めて聞きましたが。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 理念は皆さんで一応確認していただいて全協にも提案させていただいてますので、理念まで出す形でいいです。あと細かい条文については、何もまだ。

○柏木 剛委員長 わかりました。そしたら今のお話で、蛭子委員が言われたように、そもそも何でこれをつくらないかんというような話については、きょうは特に時間割かなくても大体必要性については一致しとるということで前へ進んでよろしいですか。

印部委員。

○印部久信一委員 この辺、議運でないから何とも言えないけど、恐らくよその議会の基本条例なんかも精査はしないねんけど読んでいったらな、極めて常識的なことなんやな、議員としての極めて常識的なことなんや。南あわじ市で議員政治倫理条例というのは、ある程度縛りをかけておるのよ。特に兼職についての縛りをかけておるねんな。自治法による縛りというのは、例えば請負業者であろうが何であろうが、その会社のトップだけは大めですよという縛りになっておる。役員とかそういうことは関係ないというたらおかしいけど関係ないですね。

これをきつくこれだけでは具合が悪いということで倫理条例をつくって、2親等まではどうこうとか、株の出資率の問題とかいろんなことでやっとなるのやさかい、この基本条例というのは恐らく極めて常識的なことを書いてあるのやと思う。政治倫理条例は、それをまだきつくしてあるねんの。特に請け負いとかがそういう関係についてな、議員の、ある意

味では、あれはどこかのあれでも言いよったけど、訴訟が起こって敗訴されておったようなことまでもきつくしとるのやの。これはその辺のこと読んでないさかい余り言うってもきりないねんけど。

○柏木 剛委員長            そのあたりについて、私、若干認識違うところあるんですが。  
原口委員。

○原口育大委員            今言われておるのも今から必要なことで、次第の中のロ)の中で基本条例の位置づけ、他の条例等との関連というのがありますけども、これが倫理条例との関連とかいうことを検討することになるかなと思うので、とりあえずは読み合わせをして、まず原案がどういうものかというのを共通でまず認識をして、そのあと今言われておるようなほかの条例との関連なり基本条例の位置づけということのをされたらいいんちがうかなと、こういうふうに思いますけど。

○柏木 剛委員長            印部委員。

○印部久信委員            読み合わせは結構やで。結構やけど、政治倫理条例の条例案をちょっと横においといたらええかなと。

○柏木 剛委員長            ほかにそういうことで、もう一気にそちらのほうに入ってしまったてもいいというふうに、大体その必要性なりについては、何のためにということは余り議論しなくてよろしいですか。  
印部委員。

○印部久信委員            この間よ、市民からのアンケート1から10まで読んだように、1から10までこの場で一つずつ読んでいかんとしやあないな。持って帰って読んでくれというたってもあれやし、聞いといて。

○柏木 剛委員長            それでいろいろその辺の背景の必要性なりいろいろ。  
印部委員。

○印部久信委員            たたき台を一遍読んでもうてやな。

○柏木 剛委員長            そしたら、きょうはそちらのほうに時間を割きたいというふうに思います。

印部委員。

○印部久信委員 委員長が読むよりも、私は事務局のほうが、ええ声読んでもうたほうが聞きやすいと思うねんけどな。

○柏木 剛委員長 そういうご提案ですが、よろしいでしょうか。お願いできますか。ありがとうございます。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） そしたら、朗読いたします。

南あわじ市議会基本条例、目次第1章 総則（第1条）、第2章 議会及び議員の活動原則（第2条から第5条）、第3章 市民と議会の関係（第6条）、第4章 行政と議会の関係（第7条から第10条）、第5章 委員会活動の強化（第11条）、第6章 政務調査費の執行及び公開（第12条）、第7章 議会の機能強化（第13条から第14条）、第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第15条から第17条）、第9章 最高規範性と見直し手続（第18条から第20条）

前文、市民に直接選挙で選ばれた議員により構成される「南あわじ市議会」（以下議会という）はその責務として市民の多様な意思を反映するための、合議制機関の機能を十分に発揮して最良の意思決定を行う。また、執行部の監視、評価に加え、自ら政策立案と提言を行うという使命が課せられている。

このことから議会は、市民参加による情報共有、議員間による自由闊達な討議、市長等執行機関との健全な緊張関係、さらには議員としての自己研鑽を実践していくことが本来あるべき姿である。よって、ここに二元代表制の下、市民に信頼され存在感のある議会を目指して、南あわじ市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は市政の情報公開と市民参加を原則とした、議会及び議員の役割、行動指針等、議会に関する基本事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民の幸せと安心して暮らせる豊かな南あわじ市の実現に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### （議会の活動原則）

第2条 議会は、民意を代表する合議制機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

第1号 市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性を確保するものとする。

第2号 議会は議決責任を深く認識し、市政の意思決定を行う。

第3号 議会は市長等執行機関の市政運営状況を監視、評価するものとする。

第4号 議会は市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため独自の政策の立案及び提言を執行機関に提案するものとする。

第5号 議会は市民に開かれた議会を目指し、市民に対して議会の議決等についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

第2項 議会は市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

第1号 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

第2号 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに自らの資質の向上に努め、市民の代表者にふさわしい活動をするものとする。

第3号 議員は、特定の地域、団体、及び個人の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

第4号 議員は議会活動について、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

(議会改革の推進)

第4条 議会は議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

第2項 議会は前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

(会派)

第5条 議員は議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第2項 会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。

第3項 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

○事務局課長(垣 光弘) 次、かわります。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は議会における会議を原則公開とする。

第2項 議会は参考人制度、及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるように努めるものとする。

第3項 議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

第4項 議会は議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

第5項 議会は議会の活動を広報し、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

#### 第4章 行政と議会の関係

(議会及び議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会は市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という）との関係は次に掲げるところにより、緊張ある関係を保持することに努めなければならない。

第1号 本会議における議員と市長等の質疑は広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

第2号 本会議、及び委員会において、市長等は議員の質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(政策等の形成過程の説明)

第8条 議会は市長が提案する重要な政策について、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするように求めるものとする。

第1号 政策等を必要とする背景。

第2号 提案に至るまでの経緯。

第3号 他の自治体の類似する政策との比較検討。

第4号 市民参加の実施の有無とその内容。

第5号 総合計画との整合性。

第6号 財源措置。

第7号 将来にわたる効果及び費用。

第2項 議会は前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(重要な計画の議決事件への追加)

第9条 議会は議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を負いながら、計画的かつ市民の目線に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるような重要な計画等について議会の議決を行う。

第1号 基本構想に基づく基本計画に関すること。

第2号 都市計画、下水道等に関する計画。

第3号 社会福祉、医療に関する計画。

第4号 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画。

第5号 市民生活の安全、交通、環境に関する計画。

第6号 教育に関する計画。

第7号 上記に掲げるもののほか、議長が必要と認める計画。

第2項 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算の伴うもの。

次、第9条の別案ということで、第9条 議会は議会と市長等執行機関が共に市民に対する責任を負いながら、計画的かつ市民の目線に立った透明性の高い市政の運営に資するため、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更に関することについて議会の議決を行う。

第2項 議会及び市長等は、前項に掲げるもののほか、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結にあたって必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するものとする。

(法定外の執行機関委員の就任)

第10条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとする。

第5章 委員会活動の強化

(委員会活動の強化)

第11条 委員会は、市政の課題に迅速に対応するため、専門性及び特性を活かした運営により機動力の向上を図るものとする。

第2項 委員会は審査にあたっては、議員相互間の委員間討議を行い論議を尽くし合意形成に努めるものとする。

第3項 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に対し資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うものとする。

第6章 政務調査費の執行及び公開

(政務調査費の執行及び公開)

第12条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、南あわじ市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年南あわじ市条例第25号）を遵守しなければならない。

○事務局長（高川欣士） 続きます、私のほうから説明させていただきます。

第7章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第13条 議会は、議事機関の機能を十分に発揮するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第2項 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため議員研修会等の開催に努めるものとする。

第3項 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

第4項 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があるときは、議決により学識経験者を有する者等で構成する附属機関を設置することができる。

第5項 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、又、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

第6項 議会は、議会図書室の充実を図るよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から常に市民に対し公表するとともに、市民からの意見・要望等を取り上げ、その内容及び対応について市民に周知するよう努めるものとする。

第2項 議会は、議会だよりをはじめとして、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報に努めるものとする。

## 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第15条 議員は市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感をもって議員の品位を保持し、識見を養うようにつとめなければならない。

第2項 議員は議員の政治倫理に関して定めた「南あわじ市議会政治倫理条例」(平成17年南あわじ市条例第249号)並びに「南あわじ市政治倫理条例施行規則」(平成17年南あわじ市議会規則第5号)を規範とし遵守しなければならない。

(議員定数)

第16条 議員定数は「南あわじ市議会議員定数条例」(平成17年南あわじ市条例第250号)に定める。

第2項 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案するにあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮の上、明確な改正理由を付して提案するものとする。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は「南あわじ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」(平成17年南あわじ市条例第32号)に定める。

第2項 委員会又は議員が前項の条例改正を提案するにあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮の上、明確な改正理由を付して提案するものとする。

## 第9章 最高規範性を見直し手続き

(最高規範性)

第18条 この条例は議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する

議会に関する条例、規則等を制定してはならない。

第2項 議会は議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

(他の条例との関係)

第19条 この条例は議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等との整合を図るものとする。

(見直し手続き)

第20条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかの検証を行うものとする。

第2項 議会は前項の検証の結果、及び社会情勢の変化、法の改正等を常に考慮し、この条例並びに関連条例、規程等の改正が必要と認められる場合は適切な措置を講じるものとする。

第3項 議会はこの条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は、平成24年〇月〇日から施行する。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 ありがとうございます。

そしたら、本日の時間のある範囲で何かご意見。文言関係は十分な皆さんのご意見を盛り込んで反映させていくように意見を尊重するというで進めていきたいとは思っておりますが、時間的にそこまでは一個一個はやるのはまた次回以降なと思いますし、次回以降からは入念に午前、午後をつぶすような格好でやっていかないと追いつかないと思っております。

本日は、あと10分ほどの間、この全般に関して、あるいは構成に関して何かご意見なり、思うところありましたらご意見いただければと思いますが。

印部委員。

○印部久信委員 これ今、読んだのを聞いて、議会基本条例これ自体、中に何点か目新しいことがあって聞かなあかんことあるねんけど、全体像として極めて議員として我々はおおむね理解しとるようなことをあえて議会基本条例という条例を制定するという意味がやな、もうあえてこれ議会基本条例という名もとの条例をおいてまでこの中身は制定せんと必要性があるのかなという感じよの。こんな言い方したらいかんけど、当たり前でないかということをおえて条例化せんなんのかなというあれがあるねんけれどな。

○柏木 剛委員長       これに対しては、もちろん私も意見ありますが、皆さん、どうぞご意見。やっぱり必要だということについてのご意見とかいろいろありましたら、どうぞ自由に。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員       今の言葉とも関連するんですが、できてることであればあえて言う必要はないというか、理想とするところのものはあっても、そこにまだ近づけてない状況があるからこそ明文化をし、また、自覚を促し、それが我々の努力する方向はここであるということを目的にしてるといことは、それはそれで意味があることでないかというのが、これは僕の考えなんですけどもね。その理念というのは明確であるし、これは憲法にも出されてる話でもあるわけで、憲法の言ってることもこれは当然のことを言ってると思うんですが、国で言えばですよ。だから議会基本条例というのは我々でいえば、もう一つの憲法のような、こういう意味合いでとらえる中身かなというものは理解をしております。

○柏木 剛委員長       印部委員。

○印部久信委員       今の中で二、三、気になって、こういうことあえて書いてあるねんなという思ったのが、第10条の、これはいつも「議員は二元代表制及び住民自治の観点から法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しないものとする」これはあえてこない書いてあるんですけど、南あわじ市で現実に関今まであった議論の中で、庁舎建設等審議委員会のメンバーに執行部が入ってもらえないかと議会に打診があったときに、議会が10条の言われることを既に議会が認識しとって、議会が断った経緯があるねんな。ほかにも何かもう一つあったんかな。私の記憶するのはそういうようなことで、この10条は就任しないものとするということはある程度であるけれども、それは議会基本条例の中でこれを制定するにおいてこういううたい方はええと思うねんけども、今、南あわじ市は既に議会においては、これはもう既に実行しよるのやの。それはある意味では、もう一遍基本条例において確認する意味でも条例制定するという意味でやるのは、これはやぶさかではないねんけれども、南あわじ市の議会として、おおむね議会はこれに準じたようなことを既にやっとなんかな。

あと、第4章第7条の一番下の2項で、「本会議及び委員会において市長等は議員の質問に対し議長または委員長の許可を得て反問することができる」ということは、これをあつる議員によると、既に今の制度の中においても執行部が反問することができるんですよというふうな人もおるのやな。わしもちょっとまだ中身についてのことはきちっと見てないんでえわからんねんけど、あえてこれを今回反問することができるという反問権やの、執行部の入れてあるのは、それは構わんと思うけど、今、執行部は現状でも、ある意味では

反問権はあるんですか。議員必携やことから見て反問権はあるのかな。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 反問権という言葉はどこにも出てきていません。

ただ、執行部が議会に出席するのは自治法の121条の規定で出席します。それは提案された議案の説明のために出席しているということで、反問ということになってきますと、ある程度の議員さんと議論するというような形になるので、今の現状の形では説明のために出席している。ただし、議員さんから質疑、質問を受けて説明をするときに、その質疑、質問の内容がちょっと理解しにくかった場合、確認のための質問、それを反問というかどうかはわからないんですけども、ようなことは今もしてますし、そういう程度やったら説明の中での流れの中でするので、できるのかなとは思いますが。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今までの本会議において私が思ったのが、1件だけあったんですね。ある議員が、執行部に対して質疑を行った後の執行部の答弁において、「あなたそういうことを言いますが、そしたらどないしたらいいかわかっておるはずでしょう。どういふつもりでそういう質問しとるんですか」というような答弁があった記憶があるねん。あれは反問になるんか、どないなる。そうことがあったんや、今まで。あれが私、反問になるのかな、何になるのかなと思ったんやけどな。ある意味では、質問者に対して反問権を用いとるといふか、反論をもうちょっときつい言葉でいうとる感じやの。「あんたはそしたらそういうことを言いますが、どういふふうを考えておるんか」というような答弁があったのが、あれが反問かなと思ってみたりもするときあるねんけどね。

○柏木 剛委員長 その反問の問題は大体歴代の委員会でいろいろ議論されてきている部分があると思うんです。またその部分はそのとこにきたところで一度話しいと思えますけど、私が、印部委員言われましたように、おおむね理解しとるんやと、常識的なことやと、あえて制定するというところについて若干こだわりもつ。それに対して蛭子委員は言われました、原口委員も手を挙げられましたね、そのところをちょっと。

原口委員。

○原口育大委員 今おおむね言われておるとおりで、できてないことがあるんだったらそれできるように定めたいし、できてることはそういうことが例えば議長がかわったり、いろいろ議員がかわったりした中でも継続してできていくように後戻りさせないようなた

めには基本条例として決めておくのが望ましいというふうに思っています。

もう一点は、ちょっとこの条文の中で私、見直さなあかんと思ってる個人的な意見ですけど、第9章の最高規範ということで、これについては僕は最高規範というのにはちょっと反対なので、規範というのは、あくまでも縛りやと思うんです。縛りというのは、議会が活動する中で、例えば市長とかの監視とかをせないかんわけで、そういう部分についての縛りを入れるとか、議会としてもみずからを縛るといのはあって当然なんですけど、これが最高規範というふうなうたい方をするのはちょっとおかしいと思っっています。

本来は、今までニセコであったり、いろんなところがやってきたようなまちづくり条例とか、多治見がやったような自治基本条例とか、そういう執行部に枠をはめるような基本条例といのはあってええんちがうかなと、議会の立場からしたら。そこに議会側の基本条例もあって、その二つがもしそろえば二つを合体させた形でのまちづくり基本条例といところに落ちつくのが、それぞれ執行部と議会がお互いにその機能を十分発揮してやってるんやということになるんかなと思っっているんで、将来は僕はそういうことやと思っるんですけど、議会が定めるとしたら議会の中にはいろいろな条例があっ、それはすべて横並びやと思っますので、最高規範という言葉は、もう一つなじまないと思っいます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 中身の議論は、ちょっと、きょうやるところまでいかないのではないかと、今、読み合わせをした中で、言葉の解釈ぐらいの程度の質疑にとめていて、いつどうするかということを決めたらどうでしょう。

○柏木 剛委員長 わかりました。

これはもっともっとやりたい部分が、今も問題提起がいろいろされておりますし、個々の部分もありますし、そもそも論もありますが、これは時間をかけながら、みんなのコンセンサスを得ながらやっていきたい。時間をかけたいと思うんです。

私もいろいろ自分なりの意見はもちろん持っますから、これはいろいろおいときました、相当次回以降、入念に思い切りいろいろ意見を言い合うということがこの改革委員会としての本来のあれですので、ばんばん意見を出してもらおうということにしたいと思うんですが、きょうはちょっと時間的な格好で、一たんこれをごらんいただいて、次回の開催日改めてまたご連絡しますので、そのときにいろいろと是非論といのか、必要論から始めてもちろん構いませんし、個別の話も入っても構いませんので、自由にいろいろ意見交換していきたいと思っます。その辺のうまいことコンダクターができるかどうか余りあれなんですけども、そんなことで、本日はその辺でこの件につきましては一たん一区切りさ

せてもらいたいと思います。

最後に、視察研修についての案が、私と副委員長で原案をつくりまして、事務局のほうで大体この件について相手があることですので、相手のアポイントが、きょう、つい先ほど得られたということで、きょうお配りしました。行程につきましては、4月24日、25日を考えています。火、水です。

まず、24日の行先は、千葉県の流山市議会です。その後、郡山のほうへ移動しまして、郡山で泊まりまして、4月25日には会津若松市を午後には訪問すると、こんな行程をつくっております。詳細な移動方法とかにつきましては、また確認する必要があるんですけど、おおむねこんな格好で相手のアポイントが得られましたので、24日、流山、25日、会津若松という行程で視察研修に行きたいと思います。

印部委員。

○印部久信委員 郡山市は原発から何キロですか。30キロ以内ちがう。

○柏木 剛委員長 全く違います。これは首都圏ですから、何百キロと離れておる。

なぜ選んだかということだけちょっとだけ言いますとね、議会改革という委員会ですので、やっぱり議会改革度ということで、あるいは制定するに当たっていろいろなことを実践されてきたということで非常に評価されているのが会津若松市であり、流山市なんです。絶えず改革度で見ると上位ランキングに10市に入る、あるいは5市に入るというこんな市ですので、ぜひ会津若松市は行きたいと。

なおかつ、流山市もランキングでは10位ぐらいとか何かありますけどということで、改革の面では見習うことが多いと、あるいは制定に向けての進め方について見習うことが多いということで選定しました。何かこれについて。

印部委員。

○印部久信委員 これは25日の観光は。

○柏木 剛委員長 観光はちょっと外しましょうか。

印部委員。

○印部久信委員 皆さんわかっておるようやけど、これは観光はやめといたほうがええの。こんなんしとったら基本条例でけへん。

○柏木 剛委員長 そしたら、こんな線で行程フィックスして、またきちっとした案つくりますので、追ってご連絡、表にしたらこれをお配りするということで、ぜひご参加い

ただきたいと。

何かコメントありましたらあれですけど、これでよければ、こういうことでもう確定します。

そしたら、時間もあれですので、本日の午後、全協の場で二つ目、三つ目ぐらいの議題として報告会についてはまとめを行います。そこで意見を求めるということで、ひとつご協力のほどをよろしく願いしまして。よろしく願いします。

本日は、これで閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前11時50分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 2月24日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛